

主裁局

昭和九年七月二十五日決裁済

外國爲替管理部長印

總務課長印

審査課長印

大臣

梅北

石井

村瀬

藤本

次官印

文書課長印

外國爲替管理法ニ基ク許可申請ノ處理ノ一部ヲ外國爲替管理部長ニ委任スルノ件

外國爲替管理法ニ基ク許可申請ノ處理ニ付テハ曩ニ別紙ノ通り一部外國爲替管理部長ニ御委任相成候處事務ノ簡捷ヲ圖ル爲其ノ範圍ヲ擴張シ左ノ通り改正相成可然哉

仰高裁

モハ付同令ニ附ル
號ハ五マ強出ス且本令施行前同令ノ條項ヲ撤消スヘキリヤ付留ニ付
第三十六條ノ部第六半大審會令第三十六號及昭和六年大審會令第三十八
号ノ付添附ス
受ヤルハ本令ノ施行ニ付リ舊條項及ハ付留ニ付留同マ受ヤルハ
第三十號及昭和六年大審會令第三十二號ノ條項ニ付リ大審會令ノ付留マ

八八五

外國爲替管理法ニ基ク許可申請ニシテ左記ニ該當スル場合ハ特ニ重要ナルモノ、異例ニ亘ルモノ及法律上疑義アルモノヲ除キ外國爲替管理部長限リ處理スルモノトス

一、邦貨ヲ對價トスル外國通貨又ハ外國爲替ノ賣買ニシテ金額二十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

二、邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ニ仕向ケタル圓爲替ノ買入ニシテ金額二十萬圓ヲ超エザルモノ

三、外國通貨ヲ對價トスル圓爲替ノ賣買ニシテ金額二十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

四、外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件第三條第四號ニ該當スル外國へノ送金ニシテ金額二十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

五、外國ニ於テ爲シタル委託ニ基キ本令施行地内ニ於テ爲ス支拂ニシテ金額二十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

六、外國通貨ヲ以テ表示スル債權ノ讓受ニシテ金額二十萬圓相當額ヲ超エ

ザルモノ

七、外貨證券有償取得ニ關スル件ニシテ左記ニ該當スルモノ

- (イ) 金額十萬圓相當額ヲ超エザルモノ
- (ロ) 法令上ノ義務履行ノ爲必要ナルモノ
- (ハ) 減債基金ノ拂込ニ充當スルモノ
- (ニ) 法人ノ使用人等ガ實質其ノ法人所有ノ外貨證券ニ付單ニ名義上所有者トナルモノ

八、信用狀ノ取得ニ關スル件ニシテ左記ニ該當スルモノ

- (イ) 旅行信用狀ノ取得
- (ロ) 逆爲替信用狀ニシテ金額二十萬圓相當額ヲ超エザルモノ
- 九、證券ノ輸出入ニ關スル件ニシテ左記ニ該當スルモノ

- (イ) 邦貨ノ強制通用力ヲ有スル地域ヘノ邦貨ヲ以テ表示スル證券ノ輸出
- (ロ) 許可ヲ受ケテ取得シ又ハ報告ヲ爲シタル證券ノ輸出入

Handwritten text on the right page, mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side.

(ハ) 其ノ他價額十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

七、外國爲替ヲ取組マザル貨物ノ輸出ニ關スル件ニシテ左記ニ該當スルモノ

(一) 代金ガ直ニ回收セララルコト明瞭ナルモノ

(二) 船便其ノ他ノ關係上急速處理ヲ要スルモノ

(ハ) 其ノ他價額二十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

八、外貨預金、外貨消費貸借及外貨保險ノ契約ノ許可ニ關スル件ニシテ金額十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

九、外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件第十四條但書、第十五條但書、第十六條第一項但書及同第二項但書ニ依ル許可ニ關スル件ニシテ金額二十萬圓相當額ヲ超エザルモノ

十、金製品ノ輸出ニシテ金額五千圓ヲ超エザルモノ
十一、商許可證條項ノ重要ナラザル變更及有効期間ノ延長

外國爲替管理實施國

英	國	(九月二十二日)	
印	度	(九月二十四日)	
獨	逸	(七月十五日、十八日、八月一日、十月二日)	
伊	太	利	(九月二十九日)
埃	地	利	(九月二十一日、十月八日)
洪	牙	利	(七月十四日、八月七日、九月十九日)
致	須	國	(九月二十二日、十月二日)
撿	蘭		(十月五日)
ブルガリヤ			(九月二十二日)

大藏省